時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千四百五十六號　明治廿五年九月廿四日　土曜日
舊暦壬辰八月四日(己未)
日出午前五時三十二分　日入午後五時三十四分
月出午前八時十分　月入午後七時七分
滿潮午前七時九分　午後七時二十四分
(西暦一千八百九十二年)

時事新報定價

時事新報は毎號八頁乃至十二頁にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

○時事新報社より直接に購讀スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

民黨の擧動

新内閣の施政に對する所謂民黨の所論如何を見るに此程五六の知事警部長等に非免轉任の沙汰ありしに付ては政府は民黨の意見を容れて撰擧干渉に盡力したるものを罰したり今後の施政も必ず此方向にして民黨の前途萬々歳なりとて恰も得意を催はすものゝ如し如何にも解し難き擧動なりと云ふ可し抑も今回の内閣は所謂黒幕老政客の總出にして維新功臣の列席したるものに外ならず即ち明治政府にして世に所謂藩閥政府の實あらんには取りも直さず其藩閥の本色を新にしたるものにこそあれば民黨の目的なる政權取合ひの點より見るときは寧ろ前途の困難を増したるものと云はざるを得ず彼の知事以下の處分の如きは畢竟部下の民心折合を得ざるが爲め止むを得ざるの處置にして假令ひ内閣の更迭なきも又その主義政略に變化なきも臨機善後の處分として是非とも行はざる可らず敢て新内閣の新方針として見る可きものに非ざるに然るに之を目して民黨の意見を容れたるものと爲し漫に得色を催はすとは實に淺墓なる見解にして觀察の明に乏しきものと云はざるを得ず或は實際には其然らざるを知りながらも故らに外面を粧ふて壯語を吐くものか、若しも然らんには誠に小兒の戯にして識者の笑を免れざるのみか反對の人にまで其心の淋しきを見透されざるを得ず民黨の爲めに取らざる所なり思ふに前内閣の對議會策は所謂强硬主義にして第二回の議會には解散を命じ引續き選擧の競爭にも力を致したる所少なからず斯くて第三回の議會に至りても又々停會を命じたるなど民黨に對する手段に就ては政府の全力を盡して勉めたるが如くなれども其當局者は所謂第二流の政客にして實際の技倆は見る可きも名望經歷の點に於て何分にも部内の權衡を得ざるより政權の統一も自から圓滑を欠きたるものか黒幕白幕等の名稱さへ生じて當局者必ずしも實權者ならざるの奇觀を呈し政府としては何か物足らぬ心地したるにも拘はらず其内閣と民黨と相對すれば自から好敵手にして一方がヤッキとなりて攻立つれば一方も亦ヤッキとなりて之に應ずる等双方共に全力を注で爭ふたるが故に民黨の人々に於ては心竊に期する所もありたることならんなれども今度の内閣は兎に角に第一流の列座にして假令ひ其技倆に於ては特に前内閣の當局者に優るものなしとするも部内を統一して外に當るの一點は自から機敏活潑ならざるを得ず殊に政權維持の事に就ては第二流の人々よりも身に切にして其利害を思ふこと自から周密なれば民黨より之を觀て其一擧一動の偶ま自家の素論に合ふものあるも之を臆測して新内閣は民論を容れ民黨に近づくものなりなど輕卒に合點することもあらば遠からずして其誤解を發見するの日あらんこと我輩の今より斷言する所なり左れば民黨の爲めに謀れば匆々たる眼前の事に喜憂せずして心を決し全力を盡して政府に對するの覺悟こそ專一なれ即ち今の内閣は當の敵として大に爭ふ可き對手なればなり從來民黨が政府を攻撃するの論點を聞くに財政の不始末と云ひ政府の不信用と云ひ何れも過去の失策にして今の政弊に的中せざるが故に前内閣の當局者の如きは繼續者の義務として之に應答はしたるものゝ恰も前代の非を數へらるゝと同樣にして流石に愉快にはあらざれども左りとて甚だしき苦痛は感ぜざりしことならんに然るに今回の當局者は其失策の張本にして再び現はれたるものなれば若しも民黨の論鋒細微に入り當局者當時の失策は云々にして其成行は云々その結果は云々とて之を當人の面前に並立てたらんには假令ひ法律上には責任なしと云ふも德義上に免かる可らずして其感ずる所は一層深からざるを得ず即ち民黨も始めて當の敵に逢ふて大に氣焔を吐く可き場合にこそあれば茲を事途と覺悟を定めて當局者を德義上に壓迫し年來の失策に對して其責に任ぜしめ其回復を求るは民黨の目的として當を得たるものならんと我輩の竊に信ずる所なり

官報

○司法省告示第五十四號

福島地方裁判所管内福島區裁判所桑折出張所及ビ若松區裁判所喜多方、野澤、坂下、川口、四出張所出張裁判ノ儀自今開廷ス

明治廿五年九月二十三日　司法大臣伯爵山縣有朋

○警察令第二十號

明治十七年(一月)甲第五號布達古物商取締條例細則左ノ通改正ス

明治二十五年九月二十三日　警視總監園田安賢

古物商取締條例細則

第一條　古物商ノ免許ヲ得ントスル者ハ其營業ノ種類ヲ願書ニ記シ組合取締加印ノ上所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ差出スヘシ

免許ヲ得タル後支店ヲ開設シ又ハ營業ノ種類ヲ變換セントスル者ハ前項ノ手續ニ依リ其業名ヲ届出スヘシ

第二條　轉居改氏名又ハ營業ヲ廢シタルトキハ第一條ノ手續ニ依リ三日以内ニ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ但[illegible]ルトキハ其届書ニ前住所轄警察署ノ奥印ヲ受ケ現住所轄警察署ニ差出スヘシ

第三條　古物商ハ警察署一管内毎ニ左ノ區別ニ從ヒ組合ヲ設ケ正副取締ヲ置キ組合ニ關スル事務ノ取扱ヲ爲スヘシ但組合ハ人數ノ多寡ニ依リ警視廳ノ認可ヲ受ケ合併スルコトヲ得

一　古道具古木古書畫古著古銅鐵刀劍商

二　潰金銀器物小間物舶甲時計飾箱打烟管商

第四條　古物商ハ第一號樣式ニ依リ看板ヲ製シ營業組合取締ノ烙印ヲ受ケ之ヲ店頭ニ掲クヘシ但廢業シタルトキハ其烙印ヲ取消ニ求ムヘシ

第五條　古物商ニシテ床店露店(刀劍商ヲ除ク)若クハ行商ヲ爲サントスル者ハ第一條ノ例ニ依リ願書又ハ届書ニ第二號樣式ノ木札ヲ添付シ所轄警察署ニ差出シ檢印ヲ受ケ床店露店ハ店頭ニ掲出シ行商ハ之ヲ懸帶スヘシ若シ家族雇人ヲシテ行商ヲ爲サシムルトキハ尚其家族雇人ノ氏名年齢ヲ記載スヘシ但廢業シタルトキハ其届書ニ木札ヲ添ヘ所轄警察署ニ差出シ消印ヲ請フヘシ

第六條　床店露店行商ノ木札ヲ遺失毀損シタルトキハ更ニ木札ヲ製シ其事由ヲ所轄警察署ニ届出テ檢印ヲ受クヘシ

木札ハ他人ニ貸與スヘカラス

第七條　古物商ハ左ノ帳簿ヲ製シ第三號第四號第五號樣式ニ依リ物品ノ出入等ヲ詳記スヘシ但帳簿ハ新調ノトキ紙數ヲ記シ所轄警察署ノ檢印ヲ受クヘシ

一　物品(買入讓受)明細帳

二　物品(賣渡)讓明細帳

三　物品預リ明細帳

第八條　古物商ハ第七條ノ帳簿ノ外物品賣買ニ用ヰル帳簿ヲ調製シタルトキハ其帳簿名並紙數ヲ記シ所轄警察署ニ届出檢印ヲ受クヘシ

第九條　他府縣ニ物品ヲ運送シ又ハ他府縣ヨリ物品到着シタルトキハ第六號樣式ニ依リ左ノ期日内ニ物品類名ヲ記シ所轄警察署ニ届出ヘシ但物品運送ノトキハ其類名ニ送先ノ住所氏名ヲ記シ檢印ヲ受クヘシ

一　物品運送ニ係ルハ一日前[illegible]

二　物品到着ニ係ルハ到着ノ翌日

第十條　他府縣ヘ運送スル荷物ニハ差出人及請取人ノ住所氏名並ニ其物品ノ類名ヲ標記スヘシ

第十一條　品觸到達シタルトキハ直ニ帳簿ヲ索引ニ便ニスヘシ

第十二條　本則第一條第二項第二條第四條第五條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十七條第八項ニ依リ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

一　他人ノ依頼ヲ受ケ手數料ヲ得テ賣買交換ノ媒介ヲ爲シ又ハ他人ノ委托ニ依リタル物品ヲ賣買交換スルヲ業トスル者ハ本則ヲ遵守スヘシ

二　從來ノ營業者ニシテ本則ノ帳簿看板及木札等ハ舊製ノ時改正ノ手續ヲ爲スヘシ以下樣式略ス

雜報

○古物商取締條例細則改正　警視廳は昨日警察令第二十號を以て古物商取締條例細則を改正し發布せり本則は通計十二條にして其全文は本日の官報欄にあり

○村會議員撰擧無効の裁決　各地とも村會議員の撰擧に就ては往々町村制の範圍外に脱して違法の撰擧を爲し其結果に依りては黨派上の關係より雙方の間に法律上の見解を異にし遂に訴訟沙汰に及ぶもの尠からず畢竟各町村とも未だ自治體に慣れざるの然らしむる所なるべし此程山梨縣西八代郡富里村佐原保正氏外二名より郡參事會へ提起したる訴願の如きも村會と意見を異にせしものなるが郡參事會に於ける裁決は左の如しと云ふ

裁決書

西八代郡富里村平民　佐野保正　遠藤和一郎　赤池正郎

右訴願の要領は富里村會議員一級撰擧は違法のものなるを以て其取消を訴願したるに村會が取消すべき限にあらずと裁決したるに服せず之れが取消を請求すと云ふにあり

訴願者申立の理由とする處は富里村一級議員撰擧有權者の總數は百三十名にして其中三十七名は棄權し全く投票せしもの九十三名あり然るに投票數百五十二票にして撰擧有權者の數より二十二票を超過し投票者數より五十九票を超過せしは町村制第二十一二十二二十四條を正確に履行せざる結果にして無効の撰擧なるを以て該撰擧を取消し更に撰擧執行を訴願せしに村會は其超過投票を各當撰者の得點數より控除し及點數を當撰者の得點數となすも尚該次點者に影響せざるを以て當撰者を確定したるは規定に違背

せずと說明すと雖も要する
上ば之を分別するに由なく
規定あるなし以上の理由に
當なるものに付之を取消し
云ふにあり
依て町村制第三十七條に依
の如し
富里村一級撰擧投票は百二
撰擧人九十九人より超過す
とす而して其超過したる原
餘に徴して明にして撰擧の
外ならざるを以て超過投票
るを得ざるものとす其他必
說明を與へず
右の理由に依り裁決するこ
明治二十五年七月二十一日
員一級撰擧は撰擧の規定に
該撰擧を取消し更に撰擧す
明治廿五年九月十五日
西八代郡參事
西八代郡長

○宮城縣下の新團體　同縣登
發起となり近日中に南方、北方
造り佐々木泰藏氏を推して會
總て公共事業は同團體にて決
るが同郡佐沼町に於ても亦同
る廿六日を期し矢張り右の佐
に於ける二町十四箇村の有志
組織に關する協議を爲すよし

○大坂工產物品評會開場式
一日より來月二十日迄府立博
に係る工產物品評會を開設せ
十時三十分大浦書記官を始め
度農商務省より派出せし平賀
開會式を擧行せり委員長鈴木
の祝詞等あり終て陳列品觀覽の
出品物は第一區漆器、石鹸、蠟
器、錫製品、第四區、唐木細工、
骨角、甲牙、毛介製品、玩物、
織物、友仙染、眞大小、第七區
酒、醬酒、酢、麵類、漬物)にして
出品物七千三百十餘品なり而
る二十七日より審査に着手し
與式を執行する筈のよしなり

○山陽鐵道　三原廣島間線路
株主會議に於て決定せしにぞ
し先づ四組の測量隊を出し山
線路の實測に從事し引續きて
理しつゝあり線路實測の如き
鳩義之氏之を監督して土地の
と又廣島停車場の位置は同市の
の陸軍射的場兼練兵場に相定
大臣に稟請せり同大臣に於て
る筈なりと云ふ

○綿作と稻作との比較　農商
十四縣に就きて綿作と稻作との
たるに其結果は左の如くなりと
少なく或は却て損失となり居
農家に於て綿作は婦女、老人、子
多きものなれば一々之を賃錢に
ひ算出上利益なきも此賃錢は